

福祉



『指定ごみ袋』と『し尿処理無料券』を助成します

▼対象 障がい者が在宅世帯（身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級）、知的障がい者（IQ50以下）在宅世帯、65歳以上の寝たきり老人在宅世帯（常時寝たきりの状態が6カ月以上）
※生活保護世帯を除きます。

▼助成内容 指定ごみ袋（燃やせるごみ30リットル用20枚）と、し尿処理無料券（くみ取り世帯に1枚）
※9月2日（金）以降に申請した場合、

ごみ袋は月割りの枚数となります。

▼申請方法 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかと印鑑を持参し、市民サービスグループ、各支所、クリンクルセンターで申請してください
※既に申請済みの方は、改めて申請する必要はありません。

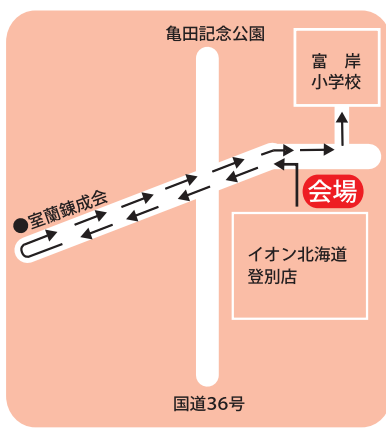
▼問い合わせ 環境対策G（クリンクルセンター内・☎052958）

第61回社会を明るくする運動
7月7日『社会を明るくする運動』
強調月間

『犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ』をスローガンに、街頭啓発パレードを行います。

▼日時 7月15日（金） 13時30分～15時

▼場所 イオン北海道登別店駐車場



※雨天時は富岸小学校で、開会式とメッセージの伝達式を行います。

▼そのほかの行事

- 作文・標語募集（7～9月）
 - 地区懇談会（運動期間中）
 - 公開ケース研究会（10月24日）
- ▼問い合わせ 社会福祉G
☎051911

「▼申し込み」「▼問い合わせ」中の「G」は「グループ」の略です

国民年金保険料を納めるのが困難な場合は…『免除制度』や『若年者猶予制度』を利用ください

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合は、申請により保険料の納付が免除や猶予となる制度がありますので、ご利用ください。

もしも、保険料の免除や猶予を受けず保険料が未納の状態、障がいや死亡など不慮の事態が生じたときには、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられないことがあります。

免除制度

●全額免除制度

前年の所得に基づき、保険料の全額（月額1万5,020円）を免除します。

※全額免除の期間は、全額納付したときに比べ、年金額が2分の1として計算されます。

●一部納付（一部免除）制度

前年の所得に基づき、保険料の一部を免除します。

※一部納付は3種類です。それぞれの納付額と年金額の計算は次のとおりです。

- 4分の1納付（月額3,760円・年金額は8分の5）
- 2分の1納付（月額7,510円・年金額は4分の3）
- 4分の3納付（月額1万1,270円・年金額は8分の7）

※一部納付（一部免除）制度は、保険料の一部を納付することで、残りの納付が免除される制度です。一部保険料を納付しなかった場合は、その期間の一部免除が無効（未納と同じ）となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されません。また、障がいや死亡など不慮の事態が生じたとき、年金を受けることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

▶手続きに必要なもの 年金手帳または納入通知書、印鑑、失業の場合は『雇用保険受給資格者証』または『雇用保険被保険者離職票』の写し
※転入などにより所得が確認できない場合は、所得証明書、源泉徴収票の写しなどが必要です。
※申請者本人のほか、配偶者・世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

若年者納付猶予制度

20～29歳の方で、同居している世帯主の所得に関わらず、本人と配偶者の所得要件により、国民年金保険料の納付を猶予する制度です。

納付猶予承認期間は、将来受け取る年金の受給資格期間に含まれますが、年金額に反映されません。

▶手続きに必要なもの 免除申請の手続きと同じ
※免除制度、若年者納付猶予制度が承認された期間については、10年以内であれば後から保険料を納めること（追納）ができます。

◎申請先 年金・長寿医療グループ、各支所

問い合わせ
年金・長寿医療グループ
☎052137

不動産登記<相続・売買・贈与など>
債務整理<毎月返済すると生活費が不足していませんか?>

—早期ご相談が解決へのみちです—

お問合せ先0143-81-2000

黒崎司法書士事務所

登別市千歳町1丁目5番地3

広報のぼりべつに掲載する
広告を募集しています。